

# 働くなかまの春をよぶつどい

「働き方改革一括法」は、2019年4月以降順次、実施が始まります。みなさんの職場では、検討がされていますか? 「時間外・休日労働の上限規制」「年次有給休暇」「勤務間インターバル」など、企業規模により施行期日に違いはありますが、全ての事業所で検討実施が迫られます。「働き方改革一括法」は、詳細を省政令で定めることとなっており、省政令の理解と活用が必要です。ご一緒に「働き方改革一括法」の問題点と活用を考えていきましょう。

そのため、すでに各種法令活用を労働組合としておこなっている「あるある事例」報告に学びながら、働きやすい、働きがいのある職場づくりに役立てていく「つどい」とします。

# 労働組合があつたら

# 何がでまる

## 学 習

◆「働き方改革一括法」  
知らないと損、問題点と活用  
～労働組合として必要なこと～  
小内克浩弁護士

(埼玉中央法律事務所)

◆「労働組合による事例報告」  
・労働条件改善  
・格差改善  
・パワハラ・セクハラ防止 など



# 2/17日

開会 13時30分(受付 13時)

さいたま共済会館 601

JR浦和駅西口徒歩 10分

さいたま市浦和区岸町 7-5

TEL 048-822-3330

参加費  
無 料

どなたでもご参加いただけます



主 催 国民春闘埼玉県共闘会議、埼労連女性部・非正規部会、労働法制埼玉連絡会  
連絡先 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-10-11 埼玉県労働組合連合会内  
TEL 048-838-0771 FAX 048-838-0775